

平成28年8月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成28年8月3日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年8月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年8月3日（水）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の  
行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委  
託について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会  
計補正予算(第3号))
- 日程第 6 認定第 1号 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第13号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計  
補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第14号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計  
補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第15号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に  
つき議会の同意を求めることについて
- 日程第11 議案第16号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更  
及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 12 一般質問まで

出席議員 (28名)

1番	山本宏一君	2番	中塚隆君
3番	黒原章至君	4番	堀内和久君
5番	万賀幸雄君	6番	松本隆史君
7番	出水豊数君	8番	福田讓君
9番	石脇順治君	10番	田畑昭二君
11番	田代哲郎君	13番	嶋田勇治君
16番	樫原淳奈君	17番	佐々木裕哲君
18番	中西満寿美君	19番	清水正巳君
20番	玉置一郎君	21番	堀口晴生君
22番	田中昭彦君	23番	小畑貞夫君
24番	溝口耕太郎君	25番	山本明生君
26番	岡本克敏君	27番	荒尾典男君
28番	福田忠由君	29番	矢本和久君
30番	久保隆俊君	31番	沼谷美次君

欠席議員 (3名)

12番	溝北好一君	14番	所順子君
15番	松本典久君		

説明のための出席者

広域連合長	神 出 政 巳 君	副広域連合長	真 砂 充 敏 君
事務局長	富 永 久 君	事務局次長 兼総務課長	一 岡 真 成 君
業務課長	岡 真 次 君	総 務 課 班 長	畑 野 隆 君
総 務 課 班 長	山 中 秀 幸 君	業 務 課 班 長	大 地 徹 君
業 務 課 班 長	森 井 信 行 君	業 務 課 班 長	宇 津 績 君

事務局職員出席者

書 記 長	山 澤 研 一	書 記	上 西 公 次
-------	---------	-----	---------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成28年8月3日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に有田川町の佐々木裕哲君、白浜町の溝口耕太郎君、上富田町の山本明生君、海南市の黒原章至君、古座川町の矢本和久君、かつらぎ町の溝北好一君が選出されました。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可いたします。

○連合長 番外。広域連合長。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 皆様こんにちは。

[「こんにちは」との声]

○連合長 開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。平素より、本広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

私は、この度、県下市町村長の皆様からご推挙を受け、広域連合長を仰せつかりました海南市長の神出政巳でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、ご存じのとおり平成20年度に創設され、発足当初からしばらくは様々な議論がなされ、存続が危ぶまれた時期もありましたが、9年目を迎えた現在は安定した制度として運営されるようになってまいりました。

そのような中、本広域連合における平成27年度の被保険者数は15万人を超え、医療費は1,300億円を超えている状況で、被保険者、医療費ともに、発足当初から毎年増え続けています。私といたしましては、財政運営の責任者として持続可能な医療制度に努めることはもちろんのこと、高齢者の方々が安心して医療を受けられる環境の実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、一般会計並びに特別会計補正予算案を初めとした諸議案を提出しております。議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご

賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつといたします。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、2番、中塚隆君及び13番、嶋田勇治君を指名いたします。

次に、日程第3「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。書記長、ご報告をお願いいたします。

○書記長 ご報告いたします。

平成28年7月20日付け、和広第160号、平成28年7月21日付け、和広第170号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成28年2月29日付け、和広監第13号、同年3月30日付け、和広監第14号、同年4月25日付け、和広監第1号、同年5月23日付け、和広監第2号、同年6月17日付け、和広監第3号、同年7月25日付け、和広監第5号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告がまいっております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。

[午後1時6分休憩]

[午後1時7分再開]

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。議長、田畑昭二君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、田畑昭二君の退席を求めます。

○副議長 辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可される

よう願います。平成 28 年 8 月 3 日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 田畑昭二。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 小畑貞夫殿。

○副議長 お諮りします。田畑昭二君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、田畑昭二君の議長の辞職を許可することに決しました。

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

お諮りします。議長に、山本宏一君を指名いたします。ただいま、指名いたしました山本宏一君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山本宏一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山本宏一君が議場におられますので、本席から、会議規則第 31 条第 2 項の規定による告知をします。山本宏一君、登壇願います。

○議長 1 番。

[議長 山本宏一君 登壇]

○議長 それでは、ただいま皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました、山本宏一です。ちなみに私は那智町生まれで、新宮育ちで、本籍は中辺路町の和歌山市民です。

今後ですね、皆様方のご協力を得ながらです、責務を全うするために、今後ともご指

導、ご鞭撻、ご協力よろしく申し上げます。以上で、あいさつを終わります。

○副議長　それでは、議長、議長席へお着き願います。

○議長　10番、田畑昭二君。

○田畑議員　はい。

[田畑昭二君 登壇]

○田畑議員　議長を退任するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年、7月の定例会におきまして、第10代議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するに当たりまして改めて議員の各位に心から厚く御礼申し上げたいと思っております。

私も、これまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長　報告します。副議長、小畑貞夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小畑貞夫君の退席を求めます。

○議長　辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。平成28年8月3日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 小畑貞夫。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 山本宏一殿。

○議長　お諮りします。小畑貞夫君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　異議なしと認めます。よって、小畑貞夫君の副議長の辞職を許可することと決しました。

○議長　ただいま副議長が欠員となっております。お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思っております。これにご異議ござ

いませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決しました。副議長に、堀口晴生君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました堀口晴生君を副議長の当選人と決めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 はい。ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました堀口晴生君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました堀口晴生君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

堀口晴生君、登壇願います。

○副議長 はい。

[副議長 堀口晴生君 登壇]

○副議長 ただいま、皆様方の推挙をいただき、広域連合議会副議長をつくことになりました、印南町議会議長の堀口でございます。

議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小畑議員 議長。

○議長 23番、小畑貞夫君。

○小畑議員 はい。

[小畑貞夫君 登壇]

○小畑議員 副議長を退任するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この一年間、皆様方には大変お世話になり、心よりお礼を申し上げます。

今後も、私も一議員として、全力で取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長 次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第9、議案第14号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外。広域連合長。

○議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 改めまして、本定例会にご提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきますが、その前に、お祝いを申し上げます。先ほどの正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に和歌山市の山本議員、副議長に印南町の堀口議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。何とぞよろしく願い申し上げます。

また、昨年7月から議長をお勤めいただきました岩出市の田畑議員、副議長をお勤めいただきました日高川町の小畑議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りいたしまして、心から深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました承認第1号から、議案第14号までにつきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

まず、承認関係でございます。承認第1号「和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、設置が必要となりました諮問機関の事務を和歌山県に委託するため、平成28年3月30日付けで専決したことについて、承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号につきましては、平成27年度の特別会計補正予算（第3号）について、療養給付費の増加に対応するため、平成28年3月31日付けで専決したことについて承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号、第2号につきましては、平成27年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第13号、議案第14号につきましては、平成28年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして6,903万円を増額補正し、特別会計におきまして27億568万1千円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきまして、事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長、富永久君。

[事務局長 富永久君 登壇]

○事務局長 それでは補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約について、地方自治法 第179

条第1項の規定により、平成28年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。改正後の行政不服審査法におきましては、第三者の立場から、審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする諮問機関の設置が必要となっております。そのため、当広域連合におきましては、諮問機関の設置に係る費用等を考慮いたしまして、和歌山県が設置する諮問機関に事務を委託するもので、広域連合議会2月定例会開催後、和歌山県議会において、和歌山県が委託を受けるための規約の議案が上程、可決されたことから、平成28年3月30日付けで専決処分したものでございます。

次に、4ページをお開き願います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」について、療養給付費の増加が著しく、広域連合議会2月定例会開催後に更なる補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

6ページをお開き願います。「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれ2億8,570万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1,386億7,365万4千円としたものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

10ページをお開き願います。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金の療養給付費負担金2,305万3千円の増額は、療養給付費の増加に伴う市町村の法定負担分の増額でございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金6,915万9千円の増額は、療養給付費の増加に伴う国の法定負担分の増額でございます。第2項 国庫補助金、第3目 調整交付金2,305万3千円の増額は、療養給付費の増加に伴う普通調整交付金の増額でございます。11ページをお願いします。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金2,305万3千円の増額は、療養給付費の増加に伴う県の法定負担分の増額でございます。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金1億1,672万5千円の増額は、療養給付費の増加に伴う現役世代からの支援金の増額でございます。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第2目 基金繰入金3,065万7千円の増額は、療養給付費の増加に伴う保険料の不足分について、後期高齢者医療給付費準備基金を繰り入れるものでございます。

12ページをお開き願います。歳出でございます。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費4億810万円の増額は、高額なC型肝炎新薬の処方調剤費が大幅に伸びたことのほか、医科の入院費が伸びたことなどの影響を受け、補正したものでございます。第2目 療養費8,570万円の減額は、決算見込みによる補正でございます。

ます。以降の減額補正につきましても、同じく決算見込みによる補正でございます。第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費は、1,110万円の減額で、第2目 高額介護合算療養費は、1,460万円の減額でございます。第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費につきましても、決算見込により、1,100万円を減額してございます。

次に、認定第1号「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成27年度 和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」に関し、一括してご説明申し上げます。

なお、地方自治法第233条第3項の規定による監査委員の意見書を添付するとともに、同法同条第5項の規定による平成27年度主要施策の成果等報告書も併せて提出いたしております。

13ページをお願いします。認定第1号、「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。以下、別添の平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書に沿って、ご説明させていただきます。決算書の2ページ・3ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額、3億4,779万5,070円でございます。4ページ・5ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額、3億4,512万7,746円でございます。6ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、266万7,324円でございます。

以下、詳細につきましては、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。8ページ・9ページをお開き願います。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金、収入済額1億7,689万1千円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 民生費国庫補助金は、収入はございません。当初予算に計上しておりました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国の通知により取扱いの変更に伴い、特別会計で直接受け入れしてございます。第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、収入済額2万375円は、財政調整基金の積立金の運用に伴う利子収入でございます。第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金、収入済額1億6,277万4,129円は、保険料特例軽減措置等に要する経費の財源として同基金から繰り入れたものでございます。後期高齢者医療制度臨時特例基金は、同基金条例の失効により、平成28年3月末をもって解散したことから、基金残高の全額を繰り入れしてございます。第2目 財政調整基金繰入金、収入済額247万1千円は、事務局職員の交代等による派遣職員給与等負担金などの増加分に係る財源として同基金から繰り入れたものでございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、収入済額550万9,378円は、平成26年度からの繰越金でございます。第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、収入はございません。第2項 雑入、第1目 雑入、収入済額12万9,188円は、嘱託職員2名と臨時職員2名にかかる雇用保険料の自己負担分3万7,511円及び10ページ・11ページをお開き願います。その他雑入9万1,677

円の合計でございます。以上の結果、3億4,779万5,070円を収入してございます。

歳入のご説明を終わりました、歳出に移らせていただきます。12ページ・13ページをお開き願います。第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、支出済額191万8,888円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、支出済額1億7,741万940円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。主なものとしましては、第1節 報酬411万9千円、これは、広域連合長報酬、副広域連合長報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬、及び療養費等の審査業務に係る嘱託職員報酬による経費でございます。第3節 職員手当等922万7,553円は、構成市町村から派遣された職員にかかる人件費のうち、広域連合が直接負担した分でございます。14ページ・15ページをお開き願います。第14節 使用料及び賃借料1,468万3,932円は、職員用の住宅を借り上げました家屋借料、広域連合事務所の借料などがございます。16ページ・17ページをお開き願います。第19節 負担金補助及び交付金1億3,391万7,061円は、本広域連合へ職員を派遣した市町村に対する人件費の負担金等でございます。第2目 公平委員会費、支出済額3,285円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。第3目 財政調整基金費、支出済額282万375円は、一般会計の歳計剰余金のうち280万円と、運用利息2万375円の合計額を財政調整基金へ積立したものでございます。第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費、支出済額3万2,580円は、選挙管理委員会の運営に要した経費で、第2目 広域連合議会議員選挙費、支出済額4,920円は、広域連合議会議員の選挙に要した事務経費でございます。第3項 監査委員費、第1目 監査委員費、支出済額16万2,629円は、監査事務の執行に要した経費でございます。第3款 民生費、第1項 老人福祉費、第1目 後期高齢者医療費は、支出がございません。これは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取扱い変更に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立てが不要となったことによるものでございます。18ページ・19ページをお開き願います。第4款 公債費につきましては、支出はございません。第5款 諸支出金、第1項 特別会計繰出金、第1目 特別会計繰出金、支出済額1億6,277万4,129円は、低所得者及び被扶養者の保険料特例軽減措置実施などに伴う財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を、特別会計へ繰り出したものでございます。第6款 予備費は、平成27年度に提起された訴訟に係る弁護士委託料等に176万8千円を充用してございます。以上の結果、合計3億4,512万7,746円を支出してございます。

22ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。ただいまご説明をさせていただきました歳入・歳出の結果、実質収支額は266万7,324円の黒字となっております。

それでは、議案書の14ページへお戻り願います。認定第2号、「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。以下、別添の平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書に沿って、ご説明

させていただきます。

決算書の24ページ・25ページをお開き願います。歳入におきましては、収入済額1,406億9,591万4,442円でございます。26ページ・27ページをお開き願います。歳出におきましては、支出済額1,385億2,380万5,082円でございます。28ページをお開き願います。歳入歳出残額は、21億7,210万9,360円でございます。

以下詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。30ページ・31ページをお開き願います。歳入でございます。第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町村分賦金、収入済額215億9,721万6,348円は、構成30市町村からの分賦金でございます。内訳といたしましては、事務費分賦金4億1,384万9,196円、保険給付費等の財源といたしまして、市町村において収納した保険料等相当分として、保険料等負担金76億2,128万1,507円、市町村の公費負担分として療養給付費負担金106億2,834万1,960円、低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置に伴う財源補填として、保険基盤安定制度負担金29億3,374万3,685円でございます。第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金、収入済額342億6,002万1,050円、第2目 高額医療費負担金、収入済額4億7,933万9,477円は、医療給付費の公費負担分として、国が負担したものでございます。第2項 国庫補助金、第1目 保健事業費国庫補助金、収入済額2,143万8千円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第2目 特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額1,159万3,360円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同して行う事業への拠出金に対して、国の補助金が交付されたものでございます。第3目 調整交付金、収入済額131億7,573万3千円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡是正分として、普通調整交付金131億676万4千円、人間ドック助成等の財源として、特別調整交付金6,896万9千円をそれぞれ受け入れたものでございます。第4目 保険者機能強化事業費補助金、収入済額141万2千円は、後発医薬品の普及、使用促進等の経費に対して交付を受けたものでございます。第5目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、収入済額7億9,375万2,160円は、低所得者及び被扶養者への保険料特例軽減措置の財源として交付を受けたもので、国の通知による取扱いの変更に伴い、一般会計を通さず特別会計で直接受け入れたものでございます。32ページ・33ページをお開き願います。第6目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額1,129万3千円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム整備の経費に対して、国から交付を受けたものでございます。第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金、収入済額107億3,354万5,793円、第2目 高額医療費負担金、収入済額4億7,933万9,477円は、医療給付費等の公費負担分として県が負担したものでございます。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金、収入済額546億4,161万3千円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受

け入れたものでございます。第5款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金、収入済額 2,506万130円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金でございます。第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金、収入済額 54万1,451円は、後期高齢者医療給付費準備基金の積立金、及び歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。第7款 繰入金、第1項 繰入金、第1目 一般会計繰入金、収入済額 1億6,277万4,129円は、低所得者及び被扶養者の保険料特例軽減措置実施などに伴う財源補填として、一般会計を通じて、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れたものでございます。第2目 基金繰入金、34ページ・35ページをお開き願います。これは、後期高齢者医療給付費準備基金から医療の給付費用への財源補填でございますが、収支の状況から繰り入れには至ってございません。第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、収入済額 41億1,434万2,372円は、平成26年度からの繰越金でございます。第9款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、及び第2項 預金利子につきましては、収入はございません。第3項 雑入、第1目 第三者納付金、収入済額 1億4,203万9,801円は、交通事故等、第三者の行為によって生じた医療給付に係る返納金でございます。第2目 返納金、収入済額 4,485万7,210円は、医療給付費の請求誤りによる返納金で、第3目 雑入 2,684円は、レセプトの開示請求に係るコピー代等でございます。以上の結果、1,406億9,591万4,442円を収入してございます。

歳入のご説明を終わりました、歳出に移らせていただきます。36ページ・37ページをお開き願います。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、支出済額 41億11万5,554円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。主なものとしましては、第12節 役務費、支出済額 4,011万7,939円は、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料などに要した経費でございます。第13節 委託料、支出済額 3億2,461万5,595円は、電算処理システムの運用に係る委託料、レセプト点検等、国保連合会への各種業務の委託料のほか、医療給付支給決定通知等に要した保険者事務執行業務委託料などでございます。第14節 使用料及び賃借料、支出済額 5,900万9,220円は、電算機器のリースなどに要した経費で、第23節 償還金利子及び割引料、支出済額 36億7,360万4,311円は、国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。第2項 賦課徴収費、38ページ・39ページをお開き願います。第1目 賦課徴収費、支出済額 23万6,800円は、保険料賦課に係る経費でございます。第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費、支出済額 1,298億6,905万8,632円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用でございます。第2目 療養費、支出済額 18億8,019万2,232円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用でございます。第3目 審査支払手数料、支出済額 3億

185万9,180円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料でございます。第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養費、支出済額11億1,172万1,250円は、1か月に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第2目 高額介護合算療養費、支出済額1億5,020万8,645円は、一年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。第3項 葬祭諸費、第1目 葬祭費、支出済額2億8,140万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った者に対し、定額3万円を支給したものでございます。第4項 その他医療費、第1目 その他医療費、支出済額15万3,075円は、災害により住宅に損害を受けたなどの理由で対象となった被保険者に、一部負担金等の減免を行った経費でございます。第3款の第1項、第1目 財政安定化基金拠出金、支出済額5,626万2,960円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。第4款の第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、40ページ・41ページをお開き願います。第1目 特別高額医療費共同事業拠出金 支出済額4,015万2,426円、及び第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 8万2,683円は、ともに著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金でございます。第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費、支出済額2億1,532万18円は、健康診査の実施に要した経費でございます。主なものとしましては、第12節 役務費、支出済額1,801万6,163円は、健康診査受診券の発送に係る通信費、第13節 委託料、支出済額1億6,129万7,583円は、健康診査実施医療機関への健診委託料及び国保連合会へのデータ管理委託料でございます。第19節 負担金補助及び交付金、支出済額3,590万6,468円は、市町村が実施した人間ドック等の費用に補助したものでございます。第6款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額5億535万777円は、保険料剰余金と同基金の運用益を積み立てたものでございます。第7款 公債費につきましても、支出はございません。第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金、支出済額1,099万1,650円は、過年度に還付未済となっていた保険料の還付に要した経費でございます。第2目 償還金につきましても、支出はございません。42ページ・43ページをお開き願います。第3目 還付加算金、支出済額69万9,200円は、保険料の還付に伴う加算金でございます。第9款 予備費の充用はございません。以上の結果、1,385億2,380万5,082円を支出してございます。

46ページをお開き願います。ただ今、ご説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支額は21億7,210万9,360円となっております。

48ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。物品につきましては、標準システムに係るバッチ処理サーバー1式、及び療養費画像処理検索システム1式でございます。平成27年度末の現在高は、以上2点となっております。基金につきましては、財政調整基金、

後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の 3 基金を設置してございます。平成 27 年度末の現在高は、財政調整基金が 1 億 6,635 万 8,109 円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が 0 円、後期高齢者医療給付費準備基金が 29 億 3,328 万 8,476 円となっております。なお、後期高齢者医療制度臨時特例基金については、同基金条例が平成 28 年 3 月末で失効したことに伴い、解散してございます。

決算のご説明は、以上でございます。

次に、議案書の 16 ページをお開き願います。議案第 13 号「平成 28 年度一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出それぞれ 6,903 万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を 2 億 7,017 万 7 千円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第 1 表 歳入歳出予算補正に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により目ごとにご説明させていただきます。

19 ページをお開き願います。歳入でございます。第 4 款 繰入金、第 2 項 その他会計繰入金、第 1 目 特別会計繰入金 6,636 万 4 千円の増額は、特別会計の事務費に係る歳計剰余金のうち、国庫補助金の返還分を除いた金額を財政調整基金へ積み立てするため、一般会計に繰り入れするものでございます。第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 266 万 6 千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

20 ページをお開き願います。歳出でございます。第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 3 目 財政調整基金費 6,776 万 4 千円の増額は、特別会計からの繰入金 6,636 万 4 千円に加えて、地方財政法第 7 条に基づき、前年度歳計剰余金のうち 140 万円を財政調整基金に積み立てするものでございます。第 4 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費は、126 万 6 千円の増額でございます。

続きまして、22 ページをお開き願います。議案第 14 号「平成 28 年度特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出それぞれ 27 億 568 万 1 千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を 1,397 億 5,430 万 6 千円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額につきましては第 1 表 歳入歳出予算補正に計上してございますが、その内容につきましては、事項別明細書により目ごとにご説明させていただきます。

26 ページをお開き願います。歳入でございます。第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町村分賦金の療養給付費負担金 2 億 7,987 万 5 千円の増額は、前年度分の療養給付費等に係る市町村分賦金の精算に伴うものでございます。第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 2 目 高額医療費負担金 5,006 万 6 千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る国庫負担金の精算に伴うものでございます。第 3 款 県支出金、第 1 項 県負担金、第 1 目 療養給付費負担金 2,739 万 7 千円の増額は、前年度分の療養給付費等に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。第 2 目 高額医療費負担金 5,006 万 6 千円の増額は、前年度分の高額医療費に係る県費負担金の精算に伴うものでございます。27 ページをお願いします。第 7 款 繰入金、第 1 項 繰入金、第 1 目 基金繰入金 1 億 2,616 万 9 千円の増額は、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に係

る返還金に充てるため、後期高齢者医療給付費準備基金を繰り入れるものでございます。国庫負担金等の返還金には、保険料に係る歳計剰余金を充てますが、なお不足する分について、基金の繰り入れで対応するものでございます。第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 21億7,210万8千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

28 ページをお開き願います。歳出でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 26億3,931万7千円の増額は、前年度分の療養給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。第7款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金 6,636万4千円の増額は、前年度の事務費に係る歳計剰余金から国庫補助金の返還分を除いた金額を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出すものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は2時20分とします。

[午後2時1分休憩]

[午後2時21分再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている6件のうち、まず、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第1号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。

○議長 11番。

○田代議員 議案書の12ページをお願いします。「平成27年度特別会計補正予算（第3号）」、歳出で2款 保険給付費、2項 高額療養諸費、1目 高額療養費 1,110万円の減額です。2目 高額介護合算療養費 1,460万円の減額補正です。あわせて2,570万円の

減額となっております。補足説明ではこれ以外の項目でも減額はありますが、補足説明では決算見込との整合性ということでございました。その点についてもう少し詳しく説明を求めます。以上です。

○議長 当局より、答弁を願います。

○事務局長 番外。

○議長 事務局長、富永久君。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えします。承認第2号、「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」について、2点ございます。

まず、この度の特別会計補正予算第3号につきましては、療養給付費の著しい増加により、2月定例会開催後に更なる補正の必要が生じたため、療養給付費の増額補正と合わせて、決算見込により減額が可能な高額療養費等を補正したものでございます。

それでは、第1点目の第1目 高額療養費 1,110万円の減額補正についてご説明申し上げます。高額療養費は、1か月に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給するもので、平成27年4月から11月までの8か月間の支給状況から予算額が不足するものと判断し、2月定例会に1,100万円の増額をお願いしたものでございます。その後4か月間で支給額が推計額を下回ったことから、平成28年3月31日時点で不用額が生じ、減額補正したものでございます。

次に、2点目の第2目 高額介護合算療養費 1,460万円の減額補正につきましては、高額介護合算療養費は、一年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給するもので、平成27年度当初予算編成時において、平成26年度の一人当たり支給見込額と、対前年度伸び率の見込み、及び被保険者数の見込数から算出した額を予算計上いたしました。平成28年3月31日時点で不用額が生じたため減額補正したものでございます。以上でございます。

○田代議員 はい、11番。

○議長 11番。

○田代議員 高額療養費、高額介護合算療養費ともに、不用額が生じる見込みであるから補正したということで、とくに高額療養費については補正予算（第2号）で1,100万の補正をして、予算総額を11億2,400万円としたんですが、実際の支出額は当初の予想を下回ったので、不用額として計上する見込みが出たので出納閉鎖前に高額介護合算療養費とともに減額補正したということだと思います。なら、その減額補正した2,570万円は、どの歳出に充用されたのか、お願いいたします。

○議長 当局答弁。

○事務局次長 番外。

○議長 事務局次長、一岡真成君。

○事務局次長 11番、田代議員の再質疑にお答えします。減額分につきましては、2月補正以後に急激に増加しました療養給付費の増加分に充てたものでございます。以上で

ございます。

○田代議員 はい、11 番。

○議長 11 番。

○田代議員 地方自治法の規定による専決処分ということで、議決事件が緊急を要するのに、議会を招集する時間的余裕がない場合というのが、いわゆる地方自治法の規定による専決処分の、行政実例では一般的だと思います。ですから、緊急性とか時間的余裕についての認定というのは、ある程度客観性がないとならないというふうにされています。今回の場合のように療養費が非常にかさんできたということで、高額療養費と高額介護合算療養費ともに減額することで、そこを補ったということだと思いますが、決算の実数、あれを見ても、そういう緊急性があつたのかどうかということについての認定というのは、非常に厳格であるべきだと思います。専決処分というのは、議会の権限に属する事項を議会にかかわって意思決定することであって、専決処分すれば、議会が議決したのとまったく同じ法律効果がその時点で発生します。法律の専決処分という、地方自治法の法律の適用にあたっては、厳密な運用が求められるのではないかと思います。事務局の認識はどうか、お伺いいたします。以上です。

○議長 当局。

○事務局長 番外。

○議長 はい、富永事務局長。

○事務局長 田代議員の再々質疑にお答えします。予算の厳密性についてでございます。当然、事務局といたしましても厳密性を遵守し、予算の編成にあたっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。

これより、承認第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 6、認定第 1 号「平成 27 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 高齢者を 75 歳という年齢で区別し、あらゆる医療保険から切り離すとい

う、高齢者の尊厳を無視した差別的医療制度ということで、私たちは一貫してこの制度に反対し、その廃止を求めています。また、当初のもくろみとちがって、この審査意見書の末尾にも書かれていますが、後期高齢者の医療機関窓口負担割合や高額医療費のあり方など検討が現在も続けられていると審査意見書にも述べられています。

いずれにしても、そうした理由から、決算そのものに、執行に特別に問題はなくても、制度に反対し、その活動を繰り広げている以上、この決算認定に反対をいたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第1号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長 次に、日程第7、認定第2号「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい。

認定第2号「平成27年度特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑いたします。

歳出の36・37ページをお願いします。1項 総務管理費、1目 一般管理費、13節の委託料です。重複・頻回受診者訪問委託料20万6,220円の歳出となっています。主要施策の成果等報告書によりますと、委託市町村数は5つの自治体となっています。で、件数で21件というのはあまりにも非効率ではないかと思えます。当初予算額147万3千円との差について、施行された費用差について説明を求めます。これが第1点です。

それから第2点は、保健事業費について質疑いたします。1項 健康保持増進事業費、ページでいうと40ページと41ページにまたがってです。1目 健康診査費です。これも予算現額2億7,380万円、支出済額は2億1,532万18円となっています。不用額として5,847万9,982円が計上されています。主要施策の成果報告書の4ページによりますと、歳出の款別の状況というのが記載されています。保健事業費の執行率は78.64%ということで、各款ごとの比較では一番低い数値になっています。これは平成26年度79.33%ということで下がっています。もちろん予算総額そのものが、予算現額が増えているということもあるんですが、いずれにしても低い執行率となっています。で、13節 委託料で、予算現額は2億1,527万4千円に対して支出済額が1億6,129万7,583円ということで、不用額5,397万6,417円が計上されています。平成26年度の5,035万2,582円よりも額は増えています。もちろん予算現額そのものが26年度よりも多い

ということもあって、そういうこともあるとは思いますが、毎年5千万以上の不用額が出るということについて、保健事業費の13節 委託料で5,397万6,417円の不用額計上について、説明をお願いいたします。

それから、同じページで19節 負担金補助及び交付金で人間ドック等補助金というのがあります。これも予算現額3,750万円、支出済額3,590万6,468円ですが、不用額159万3,532円という、全体の額からすればそんなに大きな不用額ではないと思うのですが、人間ドック等補助金についての不用額について、説明を求めます。以上です。

○議長 当局答弁。

○事務局長 番外。

○議長 富永事務局長。

○事務局長 11番、田代議員の質疑にお答えします。認定第2号、「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」3点ございました。

まず1点目の第1款 総務費、重複・頻回受診者訪問委託料20万6,220円と、当初予算額147万3千円であり、あまりに開きがあるのではないかとのご質問です。重複・頻回受診者訪問事業は、広域連合が実施主体となって各市町村に事業を委託するもので、当初予算におきましては、1市町村当たり30人の訪問を予定し、5市町村分で147万3千円を計上したものでございます。実績につきましては、受託市町村は予定どおり5市町村で実施いたしました。訪問件数につきましては予定を下回る結果となり、約126万円の不用額が生じたものでございます。

次に、2点目の第5款 保健事業費の委託料において平成26年度よりも多い5,397万6,417円の不用額を計上したことについてのご質問です。平成27年度の健康診査に係る委託料の算定は、平成26年度前期の実績を基に計上したもので、算定時におきましては、平成26年度において勧奨方法を変更したこともあり、前年度に比べ約2.5倍の受診者がありました。この結果を踏まえ、平成27年度当初予算編成において、約2万5千人の受診者を見込み、予算額を2億1,527万4千円計上したものでございます。しかしながら実績につきましては、前年度より約2千人多い1万7,050人の方に受診していただきましたが、想定していた人数には届かなかったため、5,397万6,417円という不用額が生じ、前年度に比べても360万円増加したものでございます。

最後に、3点目の第5款 保健事業費、人間ドック等補助金の不用額159万3,532円についてのご質問でございます。人間ドック等補助金は、市町村が実施しております人間ドック・脳ドック事業に対し、広域連合が交付した補助金でございます。予算額につきましては、当初予算において3,500万円を計上しておりましたが、改めて市町村に実施状況の確認をいたしましたところ、当初予算を上回る結果見込みとなったことから、2月定例会におきまして250万円の増額補正をお願いし、予算総額を3,750万円といたしました。この補正によりまして、市町村には全額補助することができましたが、市町村の一部で実績が見込を下回る結果となったことから、約159万円の不用額が生じたも

のでございます。以上でございます。

○田代議員 はい。

○議長 11 番。11 番。

○田代議員 訪問事業については、30 件のデータを渡しているというふうに聞いています。それもなかなか進まないということがありますので、やはり重複とか頻回受診というのは、心理的な傾向とかメンタルな要因によるものもあると思われまして、なかなかそれを、訪問してもうまく受診の抑制につながるかどうかというのは疑問になるということも聞いています。手を挙げる市町村がなかなか少ないというのは、こうした取り組みでの改善がなかなかこういうやり方では見込めないという、考えている自治体もあるのではと思うのですが、事務局の認識としてはどうなのかをお願いします。

それから保健事業費の健康診査費ですが、思ったほど受診が増えなかったということもあると思います。ただ、主要施策の成果説明書の 12 ページに、健康診査の受診率は平成 26 年度の 21.07%から 23.67%に改善されているということになっています。記載されています。ただし、長期入院とか施設入所、生活習慣病治療中の方を除外した被保険者数を用いて算出してるという説明書きがついているので、全ての被保険者を対象にすれば、実際の受診率はもう少し下がるのではないかというふうに思います。私の所属する紀美野町では、健康診査の自己負担分 600 円を負担するということになってまして、負担してるんですが、無料になるようにということで負担をしてるんですが、ただ、その方法が償還払いなので申請手続きが必要であって、受診率の改善になかなか結び付いていかないという状況があります。健康診査そのものの内容についても、自治体によっていろいろあるんですが、例えば特定健診の場合、紀美野町では貧血の検査、尿酸・血清クレアチンなどの腎臓検査や、ウイルス性肝炎とか心電図など最初から検査メニューに入ってるということで、できるだけ受診率を引き上げようという努力をしています。これで取りあえず 40%の受診率を目指しているのですが、27 年度見込みでは多分 36%台で 36.4%程度ではないかというのが担当課の見込みです。どちらにしてもこういうメニューの問題については、後期高齢者の健診について中身は全国统一された基準でやっていますので、なかなかこれを改善するというのは難しいだろうと思います。ですから他府県の連合とも連携して、検査項目をもう少し増やすように国に働きかけていくということ、そういう考えがないのかどうかをお聞かせください。

それから人間ドックですけれども、実際に補助を実施している市町村というのは 1 つ減って 19 になっているというふうになっています。で、そういう実施していない市町村にどのようにアプローチをされているのか、アプローチの方法等についてお願いをいたします。以上です。

○事務局長 番外。

○議長 富永事務局長。

○事務局長 11 番、田代議員の再質疑にお答えします。3 点ございます

まず、重複・頻回訪問事業について、今後も推進していくのか、医療費の抑制につながると考えているのか、広域として何かほかの考えはないのかというご質問でございます。重複・頻回訪問事業につきましては、委託先の各市町村の保健師さん等が煩雑ということもあって、充実した事業ができていないのが実情でございますが、重複・頻回をなくしていくことは、多量投薬の観点からも医療費の適正化につながる重要な事業であると考えています。今後も引き続き市町村に協力をお願いするとともに、併せて別に広域連合独自で何かできる方策がないのか研究してまいりたいと考えています。

次に健康診査項目の内容の変更、追加項目等について、国に働きかけていくつもりはないのかのご質問でございます。

現在当広域連合で実施しております健康診査につきましては、先ほど田代議員も申されたとおり、国の補助金交付要綱に定められた健康項目に合わせた基本項目、それから医師が必要と判断した場合に行う追加項目に基づき実施しております。

健康診査のあり方につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会において、高齢者の特性を踏まえた内容にさらに見直すべきとの意見が出され、現在専門家による検討が行われているところです。まもなく答えも出てくると思われしますので、今後も国の動向に注視しながら健康診査の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、人間ドック等について、引き続き市町村に働きかけを続けていく考えはないのか、またどのようにして働きかけていくのかのご質問でございます。人間ドック等の補助事業につきましては、先ほど申されましたように平成27年度におきましては19の市町村が実施してございます。私どもが策定したデータヘルス計画では、平成28年度は22、平成29年度は23市町村を計画してございますので、今後も市町村に対し幹事会をとおして幅広く実施いただけるよう協力を求めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○田代議員 はい。

○議長 11番。

○田代議員 1点だけ再々質問をいたします。保健事業費の健康診査ですけれども、市町村の国保では、受診率をあげるための1つの方法として受診勧奨というのを行っております。電話で、すべての市町村がそうとは言えないと思うんですけど、紀美野町の場合はそれを行っています。手紙あるいは電話で受診を促すというようなやり方ですけども、そういうふうに委託してでも受診勧奨に取り組むということは難しいのかどうか、その点について考えを聞かせてください。以上です。

○事務局長 番外。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 健康診査について、被保険者に対し受診勧奨を行う予定はないのかのご質問でございます。受診率は現在全体で10数%でございますので、受診勧奨を広域連合独自で行うとすれば約14万人の方に対して受診勧奨を行う必要になってまいり

ます。そうしたことから、そのやり方については、広域連合だけではなかなか費用もかかることから難しいのかなと現在は考えております。また委託につきましては、集団健診等の委託も含めて検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長 次に、18番、中西満寿美君。

○中西議員 はい。18番、中西です。

認定第2号「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」2点質問をさせていただきます。

まず1つ目は、決算書の38・39ページのところでございます。そこの保険給付費、ここの支出済額が1,335億9,459万3,014円と、前年度に比べて61億3,254万2,033円増加しておりますが、その中でも療養給付費は前年度1,238億7,347万6,507円だったんですけども、今年度が1,298億6,905万8,632円と約60億円も増加しております。療養給付費が増加したその理由は为什么呢、ということが1点です。

2つ目は、決算書の34・35ページの諸収入のなかの雑入の返納金ということで、その返納金の収入未済額1億1,839万5円となっております。前年度は1億1,631万844円でして、また今年度増えております。27年度増えておりますので、回収をどのように進めているのかという2点についてお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 富永局長。

○事務局長 18番、中西議員の質疑にお答えします。認定第2号「平成27年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」2点ございました。

まず1点目、歳出の第2款 保険給付費について、療養給付費が前年度に比べて約60億円増加した理由はとのご質問です。療養給付費の総額は1,298億6,905万8,632円を支出したもので、平成26年度と比較して、金額で約60億円、率にしまして4.84%増加してございます。増加の大きなものとしたしましては、まず調剤費で約33億円の増加、次に医科の入院医療費で約21億円の増加、合わせて54億円が増加してございます。増加した主な要因につきましては、調剤費では、高額なC型肝炎新薬の処方により約10億3千万円増加したことや、県内屈指の大病院であります日赤医療センターが院外処方へ完全移行したことにより約10億円影響したものと考えられます。また、医科の入院費では、特別な理由は考えられませんが、前年度と比較して、3.58%増加してございます。

次に、医療費の不正請求による返納金の未収金1億1,839万5円の回収についてのご質問でございます。未収金となっている主なものとしたしましては、はり・きゅう・あん摩マッサージが2件、それから歯科が1件、合わせて1億1,780万8,182円でありまして、これらの返納金は不正請求や近畿厚生局の個別指導によるものでございます。返納事務にあたりましては、公正証書の締結や弁済誓約書を交わし、取り組んできたところでございます。しかしながら、公正証書や弁済誓約書に基づいた返納が履行されなか

ったため、次の措置といたしまして、預金調査や裁判所を通じての差押え手続き、現地調査等を行ってまいりましたが、会社が昨年倒産したことや、債務者が行方不明となったことから、回収が進まず未収金となっております。今後、未収金の取扱いにつきましては、他の広域連合を参考にするとともに、顧問弁護士の助言をいただきながら適正な事務を進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長 18 番。

○中西議員 はい。それでは再質問をさせていただきます。

まず 1 点目につきまして、60 億も増加した理由というのが調剤費、中でも C 型肝炎と、それから日赤が院外処方完全移行したということと、入院が長期になったというような原因だということ、わかりました。が、これらは、まあ言うたら広域連合としてはどうしようも、どうしようもという悪いですけど、なかなかできないことですね。院外処方というのは医薬分業という事で国が進めておりますので、これからも院外処方に移る病院というのは出てくるかと思っております。そこで広域連合としてできることは、やはり医療費の適正化ということであるかと思うんですが、先ほど田代議員の質疑にもお答えされておりました。また、主要施策の成果等報告書にもさまざまな広域連合としての医療費適正化の取り組みが 12 から 13・14 ページに書かれておりますが、このようなこと、先ほどは重複・頻回の訪問指導については広域連合独自の施策も考える、こういうふうなお話もありましたけれども、こういう医療費の適正化でどのくらい効果て言いますか、抑えられるのかということ、もし、大ざっぱなことで結構ですのでお願いします。

それから 2 点目につきましては、もういろいろと回収を図ったけれども、もう倒産したり行方不明になってしまった、もう回収できないようなので、これをずっと残しておいたら、消えることがないので不能欠損処分というようなことも考えておられるのかどうか、以上よろしく申し上げます。

○事務局長 番外。

○議長 富永局長。

○事務局長 中西議員の再質疑にお答えします。2 点ございます。

ちょっと前後しますが、まず不能欠損についての考えはあるのかということでございます。先ほども答弁しましたとおり、他の広域連合を参考にしながら不能欠損の処分をいたすことも考えていかなければいけないというふうに考えています。

次に、療養費の適正化について広域はどのように考えているのかというご質問で、医療費を適正化すればどのぐらいの金額が適正化されるのかというようなご質問だったと思いますが、今、様々な項目が保健事業としてございまして、その総額がいくらになるかという見込みは現在立てていないのが状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、重複・頻回であったり、多重投薬であったりという被保険者のデータは私どもの方に入っております。その件数も今は持ち合わせておりませんが、かなりの人

数だったと思いますので、そういった面について適正化をこれからも図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 11番。

決算に不合理があるということではありませんが、先ほどの一般会計での認定の反対討論と同じ意味で、お年寄りですね、高齢者を75歳という年齢だけで区別して、あらゆる医療保険、例えば現役で健康保険に入って働いていても、それから現役の扶養家族になっていても、そうしたすべての医療保険から切り離すという、これは高齢者の尊厳をまったく無視したやり方で、差別医療制度と私たちは呼んでおります。こうした医療制度に一貫して反対し、その廃止を現在も求めています。そうした理由から、問題なく決算が執行されていたとしても、決算の認定に賛成することはできませんので反対をいたします。以上です。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第2号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立多数であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第13号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第13号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第14号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 14 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第 10、議案第 15 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外。

○議長 神出広域連合長。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 ただいま上程されました議案第 15 号でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項に、3 人と定められ、第 12 条第 4 項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定されております。

副広域連合長は、3 人のうち、奥田貢氏が、本年 7 月 25 日で任期満了となり、現在 2 人となっておりますので、和歌山県市町村会の会長であります、上富田町長の小出隆道氏を、副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより、議案第 15 号を採決します。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員であります。よって、議案第 15 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第 11、議案第 16 号「和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。当局から、提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外。広域連合長。

○議長 はい、神出広域連合長。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 ただいま上程されました議案第 16 号は、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係自治体であります本広域連合の議会の議決を

求めるものでございます。

内容は、和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、紀南環境衛生施設事務組合より、平成 29 年 4 月 1 日から共同処理したい旨の申出があり、同日から共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

なお、改正規約の施行日は、平成 29 年 4 月 1 日となっております。

何とぞ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 16 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長 起立全員。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第 38 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声]

○議長 ご異議なしと認めました。よって、そのように決しました。

しばらく休憩いたします。再開は、3 時 30 分といたします。

[午後 3 時 14 分休憩]

[午後 3 時 30 分再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12、一般質問を行います。18 番、中西満寿美君。

○中西議員 はい、中西です。

通告に従いまして、健康診査の改善について一般質問を行います。先日、2015 年の平均寿命が発表されました。女性は 87.05 歳、男性が 80.79 歳で、いずれも過去最高を更新したということです。平均寿命と健康寿命の差は、データヘルス計画の、少し年代古いんですけど、平成 22 年によりますと男性が 8.66 年、女性は 12.28 年となっております。自立して生活できる健康寿命を伸ばすことが、医療給付費の抑制、とつても非常に大事なことではないかと思えます。データヘルス計画の第 3 章の 1、現状と課題の中で、課題として平均入院日数が全国に比べ長く、要介護 4・5 の認定者数の 9 割を後期高齢者が占めることから、これらの原因となる生活習慣病の発症、重症化予防の為に、健康

診査受診率をより一層向上させる必要がありますと書かれております。こうした観点から、健康診査の改善について2点の質問をいたします。

1つは、昨年7月の定例会の一般質問で、東芝議員が健康診査の改善について、1つは集団健診の実施と、健診項目の充実という、2つの提案をされました。健診項目の充実については、今年度から歯科健康診査が行われますし、また、先ほどの田代議員の質問にも国が高齢者にとっての健康診査項目を今検討しているところだということで、ここは進展があるかと思いますが、集団健診についてはなかなか進展がみられません。東芝議員によりますと、市町村に委託して健康診査を実施している広域連合は47のうち41都道府県にのぼること、それから集団健診には4つのメリットがあると言われました。1つは市町村によるきめ細かい案内ができる、2つは健診率の向上への取り組みが強まる、3つが健診費用が安くなる、4つ目が国保、40歳から後期高齢者まで被保険者の健康状態を市町村が把握でき、保健事業の充実が図られるとして、集団健診を実施するように求めました。これに対しまして、連合長は、市町村への事業委託について今後、他の広域連合の実施状況等を参考にしながら研究したいと答弁されました。事務局長も、市町村と粘り強い協議を進めてまいりたいと答弁され、前向きな姿勢が示されています。ところが今年2月の定例会で、7月定例会以降、集団健診について何か実施されたのですかという質問に、事務局長は各市町村の保健師さんとの協議の場で議題として検討を始めたところ、市町村によっては負担金の問題もあり、後期高齢者医療の被保険者を対象として組み入れることについてはすぐには対応できない、このように答弁されています。そこで、集団健診の実施が進展しない原因はなんのでしょうか、ということです。

2つ目の質問としまして、主要施策の成果の中に、受診率が、非常にこの、平成26年あがった、倍以上になったけれども、平成27年度は、先ほどの質問の答えにもありましたけれども、2万5千の受診者を予定していたけれども、なかなか進まなかった、微増にとどまった、このように回答をされております。健康診査の受診率を向上させるため、集団健診の早期実施が必要だと思っておりますが、これについてはどのようにお考えですか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○事務局長 番外。

○議長 富永事務局長。

○事務局長 18番、中西議員の一般質問にお答えします。

健康診査の改善について、2点ございます。集団健診の実施について、進展しない原因は何か。また、集団健診の早期実施が必要ではないかと考えるかどうかのご質問でございます。

当広域連合で集団健診を実施するとすれば、広域連合だけでは困難であり、市町村に協力を求めながら実施することが最適であると考えます。

しかしながら、市町村での集団健診における状況は、業務も多く、特定健診だけで手

いっぱい状況となっております。また、市町村により検査項目や費用負担の違いもあることから、委託をお願いするにあたっては、様々な課題があります。集団健診は、受診率を向上させる有効的な手段であると考えていますので、早期の実現を目指し、課題解消に向け、市町村との協力を求めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長 番号言うてください。

○中西議員 はい、あの再質問させていただきます。

○議長 18番。

○中西議員 あ、ごめん。

今年、広域連合の業務課長の名前で、各市町村の国民健康保険担当課長に市町村国保での特定健診に関する実施状況についての調査が行われております。その中に、後期高齢者の集団健診を市町村に委託して実施する場合の問題点や実施の可能性を尋ねております。この調査の締め切りは6月3日ですので、既に集計や分析が終わっているかと思えます。市町村からどのような問題点、実施の可能性について出されておりますか。これを1番目の再質問にします。

それから2つ目の集団健診についてですが、これは早期に課題の解消を目指していきたいということでございますので、これは結構でございます。1番目について、よろしくをお願いします。

○事務局長 番外。

○議長 富永事務局長。

○事務局長 18番、中西議員の再質問にお答えいたします。

広域連合は、各市町村に集団健診の状況を調査して、その内容と結果はどのようなものかとのご質問でございます。集団健診の実施に向けて、どのような課題があるのかを調査するため、平成28年の5月24日付けで市町村が実施しています国保の特定健診の実施内容と広域連合の集団健診が可能かどうかなどを調査を行いました。

まず、広域連合が集団健診を市町村に委託して実施する場合の対応についての問いには、実施可能、それから条件付きでの実施が可能と回答いただいたのが5市町村ございました。

また、この調査の結果から、検査項目が違ったり自己負担の有無の違いであったりとか、市町村ごとに様々な項目の違いがございまして、広域の集団健診を受けるのは難しいというような状況の回答もいただいております。以上でございます。

○議長 番号どうぞ。

○中西議員 はい、えっと。

○議長 18番。

○中西議員 はい。再々質問をさせていただきます。

課題については、30市町村全部出して、可能や条件付きは5ということですね。いろいろな課題があってもなかなか難しいというのがしたら25ということで、多数がそ

うなんでございますが、先ほども申し上げましたように、41 の広域連合では既に市町村に委託して集団健診を行っておりますので、先ほども申し上げましたが、連合長の回答にもありましたように、ほかの広域連合の様子も研究しながら、是非その課題を克服する為にやっていていただきたいと思うんですが、集団健診というのは先ほどちょっと自己負担がね、どうするかということでありましたけれども、無料にしている所がだんだんと増えてきております。今のところ、後期のあれは600円というのを無料にしている所は8市町村がございまして、国保の健診について無料というのは20市町村がありまして、美浜町も今年度から無料になりました。そして美浜町の例を1つあげますと、集団健診を実施する日も7回あります。それから会場も5か所、それから病院での健診もありますので、土日も入っておりますので、ご近所お誘い合わせ、あるいは家族と一緒に健診をしに行く、受診する、非常にしやすくなっております。各市町村もそういうふうな工夫を重ねられておるとお思いますので、是非そういう、先ほどのご回答にありましたが、課題の解消を目指し、早期にやりたいと、このあたりを是非進めていただきたいということをお願いをしておきまして、終わります。

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会の提出されました諸議案につきましては、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。誠にありがとうございます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げます。簡単措辞ではございますけれども、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 神出広域連合長。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 閉会にあたり、お許しをいただき、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただき、提出諸議案について、いづれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後も後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を図り、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めてまいり所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、まだまだ暑い日が続きますので、議員の皆様方には、健康に十分留意され、ますますご活躍されることを祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 これをもちまして、平成28年8月3日招集の和歌山県後期高齢者医療広域

連合議会定例会を閉会します。

午後 3 時 44 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 宏 一

前 議 長 田 畑 昭 二

前 副 議 長 小 畑 貞 夫

署 名 議 員 中 塚 隆

署 名 議 員 嶋 田 勇 治